

公民館に 地区市民センター 4月設置へ

平成27年
12月定例会

平成27年12月議会は、11月30日から12月18日までの19日間にわたり開かれ、市長提出議案として条例9件、補正予算2件、指定管理者の指定1件、教育委員会委員の任命1件が提案され、それぞれ原案のとおり可決、同意されました。

また、意見書案1件が可決され、更に、選挙管理委員会の委員が選挙されました。

現在市内にある5館の公民館に、その公民館の活性化と共に、地区市民センターを設置するという、条例案が提案されました。

この条例案は、時代のニーズにあわせ地域行政の拠点として、地域づくりを支援するとともに、地域の実情に応じた行政サービスを提供するために、設置をするというものです。

その業務は、

① 地域づくり支援業務

地域における自主的なまちづくり活動の支援

② 行政サービス業務

各種証明書の発行、各種届出受付等の窓口業務

などを行うものです。

近年公民館の活性化が課題となっていました、公民館によって

は、シルバー人材センターからの派遣職員1名により、運営されていましたが、これにより今後は、主幹級職員など3名を配置し、充実する予定とのこと。

なお、公民館活動の停滞は、予算と職員を削減してきた結果であり、まずは公民館を本来の公民館活動ができるようにすることが先決です。また、マイナンバー制度の開始等により、住民票等のコンビニ受領なども可能となる現状では、行政改革に逆行するもので、行政区との配置の整合性も困難であることから、地区市民センター設置の必要はないのでは、との反対討論もありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決され、4月1日より設置されることになりました。

地区市民センター



中央公民館
(中央地区市民センター)

名 称	位 置
幸手市中央地区市民センター	幸手市緑台二丁目1番7号
幸手市西地区市民センター	幸手市大字千塚117番地
幸手市北地区市民センター	幸手市大字内国府間867番地
幸手市南地区市民センター	幸手市大字上高野1194番地
幸手市東地区市民センター	幸手市大字下宇和田58番地6

今年も
よろしく
お願い
いたします



議長

手島 幸成

副議長

小林 順一

議員（議席順）

大武 青藤 中木 宮松 本小 小河 大 卷
平 藤 木 沼 村 村 杉 田 田 林 山 島
泰 壽 孝 治 勝 雅 謡 浩 啓 重 幸
二 男 章 貢 子 夫 男 代 子 和 子 隆 男



幸手市議会議長
手島 幸成

市民の皆様に
おかれましては、希望に満ちた新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日ごろから市議会に対しまして、深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では昨年3月に圏央道幸手インターが開通し、さらに産業団

地の造成も今春の完成に向けて整備を進めております。地域の活性化、新規雇用の創出、税収の確保など、市全体の活力の向上につながることを期待しております。

市議会も二元代表制の一翼として、市民の総意を市政に反映させるため、本年も全力で取り組んでまいります。

結びに、本年が市民の皆様にとって実りある飛躍の年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

指定者管理の 指定を可決

社会福祉法人
幸手市社会福祉協議会
(障がい者自立支援の2施設)

今回、指定管理者となるのは、社会福祉法人幸手市社会福祉協議会です。指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。公の施設の名称は、障がい者自立支援施設、さくらの里、なのはなの里です。

用語解説

指定管理者制度とは、それまで地方公共団体やその外郭団体等が運営していた公共施設を営利企業やNPO法人などの団体に議会の議決を得て包括的に代行させる（行政処分の権限を含む）制度で、委託ではありません。



なのはなの里



さくらの里

選挙管理委員会委員 が決まりました

「選挙管理委員会委員および、
補充員の選挙について」

【選挙管理委員会委員】

中村 安文氏

小林 英雄氏

神谷 茂氏

根岸 英範氏

【補充員】（補充順位順）

落合 美恵子氏

鴨田 利夫氏

植竹 利枝氏

望月 洋雄氏

地方自治法第182条第1項および第2項の規定により、選挙管理委員会委員4人、補充員4人の選挙を行いました。

幸手市内浸水被害の 改善を求める 意見書を提出

地方自治法第99条の規定により
意見書が提出され、幸手市議会と
して「賛成全員」で可決し、埼玉
県知事に送りました。



大島新田調節池

幸手市内浸水被害の改善を求める意見書

幸手市内倉松川流域の浸水被害は、県事業の大島新田調節池の完成、さらに国の首都圏外郭放水路が完成したことにより改善されてきてはいるが、雨量30mm/h程度が限界で、住宅地への浸水の被害を解消するには至っていない。

本年9月の関東・東北豪雨では、累積降雨量312.5mm、時間当たり最大降雨量43.0mmを記録し、倒壊建物1棟・床上浸水88棟・床下浸水376棟・店舗内浸水32棟・市内全域道路冠水・道路交通止め12箇所と甚大な被害が発生した。

幸手市議会では、倉松川の改修の完了及び大島新田調節池の保水・遊水機能向上は、当市の浸水被害の改善に有効であると考えている。今後、当市においても、市民の安全安心の確保のため、調整池の設置など、新たな治水対策に取り組む検討を始めたところである。

よって、県においては、倉松川流域の浸水被害の改善のため、以下の事項を促進いただきたく強く要望する。

記

- 1 倉松川の改修整備の促進
- 2 大島新田調節池の保水・遊水機能の向上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

人事案件

教育委員会委員

前田 一郎氏

を任命することに同意しました。